

大型低温重力波望遠鏡プロジェクトの推進に関する
国立大学法人東京大学宇宙線研究所と
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構との覚書の
契約期間延長に関する覚書

本契約期間延長に関する覚書（以下「本覚書」という。）は、国立大学法人東京大学宇宙線研究所（以下「甲」という。）と、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「乙」という。）間において、平成 22 年 11 月 1 日付で締結した「大型低温重力波望遠鏡プロジェクトの推進に関する国立大学法人東京大学宇宙線研究所と大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構との覚書」（以下「原覚書」という。）に添付され、その一部とみなすものとする。

甲および乙は、原覚書を以下の通り修正することに合意する。

11 条に定める有効期間を、甲乙双方の書面による合意に基づき早期解除しない限り、2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの 1 年間延長するものとする。

本覚書は、原覚書の修正事項に関する甲乙間のすべての了解と合意を規定するものであり、本覚書により修正されない原覚書の全ての条項は有効に存続するものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書の日本語原本を 2 通作成し、甲・乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

2019 年 3 月 25 日

(甲) 国立大学法人東京大学
宇宙線研究所長
梶 田 隆 章



(乙) 大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構長
山 内 正 則

